

議案第五十七号

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十六条

第三項の規定に基づく」を削る。

第三条中「法第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して」を削る。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料の額は、別表第一又は別表第

二に定める額の二分の一に相当する額とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次号及び次項に

において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。)が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次号及び次項において同じ。)のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の保育の実施に係る児童(次項第三号に該当する場合を除く。)

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。次項において同じ。)に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の保育の実施に係る児童

第四条に次の一項を加える。

3

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合を除く。)に属する当該最年長の小学校

就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童のうち最年長の児童にあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の保育の実施に係る児童

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人以上いる場合における最年長の保育の実施に係る児童

第七条第三項中「第五十六条第十項」を「第五十六条第七項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下「改正後の条例」という。）
第四条第二項及び第三項の規定は、平成二十八年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第

三条に規定する基本保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

（説明）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十六号）の施行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第百十三号）の一部改正に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するため、本案を提出いたします。